Ⅱ．財政投融資の対象として今後期待される分野

１．産業競争力強化

（１）現　状

これまで、産業競争力の強化、資源・エネルギー確保に向けた取組みは、財政投融資が重点的に支援を実施してきている分野である。具体的には、

① 中小企業・小規模事業者等に対しては、一般会計からの政策的支援を受けつつ、財政融資を原資とした新創業融資や事業再生貸付、産業投資を原資とした起業支援のための資本性劣後ローン等を実施している（日本公庫）。

② 中堅以上の規模の企業に対しても、財政融資・産業投資を原資として、成長産業に対する金融支援や事業再編・事業再生支援など、産業競争力の強化に資する分野への投融資を実施している（ＤＢＪ）。

③ 資源・エネルギーについては、(1)天然ガス・石炭・金属鉱物等の重要な海外資源権益確保のため、探鉱・開発といった事業フェーズに応じた出融資や債務保証を重点的に支援するとともに（ＪＯＧＭＥＣ、ＪＢＩＣ）、(2)国内外の再生可能エネルギー事業を促進している（ＤＢＪ、ＪＢＩＣ、日本公庫）。

④ 産業の国際競争力の向上のため、海外市場獲得戦略、サプライチェーンの維持・強化や海外Ｍ＆Ａを支援している（ＪＢＩＣ）。

（２）課　題

産業や地域の特性を踏まえつつ、産業の新陳代謝を促進するとともに、先端的設備の導入等による効率性向上や付加価値向上を図り、日本の産業競争力強化を通じた雇用維持・創出に資する取組みを支援することが喫緊の課題とされている[図表２－１、２－２]。

[図表２－１]開廃業率の推移

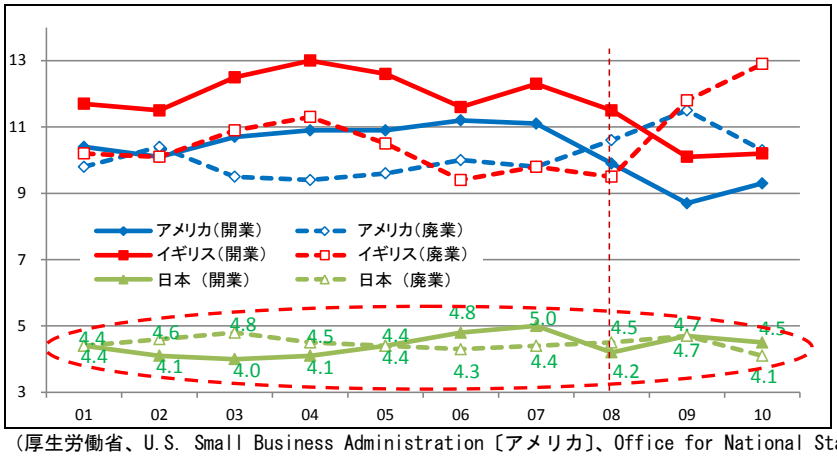

（厚生労働省、U.S. Small Business Administration〔アメリカ〕、Office for National Statistics〔イギリス〕資料を基に作成）

[図表２－２]民間設備投資の推移

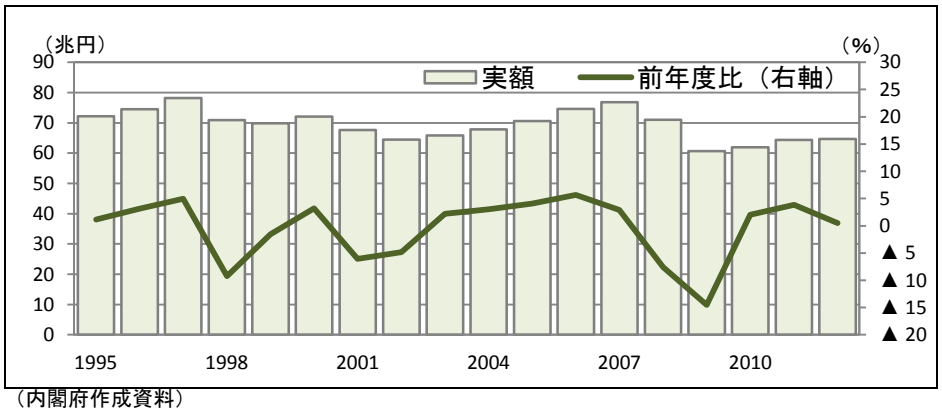

（内閣府作成資料）

産業の新陳代謝を促進するにあたって、(1)グローバル企業に対しては、競争環境を整備して、中長期的に高い収益をあげていく体質転換を促すとともに、(2)ローカル企業に対しては、構造的・慢性的な人手不足が深刻化している中、長期にわたって新陳代謝がないため、新陳と代謝を同時に促進して、生産性の高い企業に事業と雇用を集約化させ、そこに安定した雇用を生むようにする必要がある[図表２－３]。

[図表２－３]グローバル経済圏とローカル経済圏の課題

グローバル経済圏	ローカル経済圏
グローバルな競争下で、我が国産業の収益力をいかに高めていくか。	人口減少に直面する地域経済の持続可能性をいかに確保していくか。

今後不足が予測される高齢者向け介護・医療施設の整備を通じて、ヘルスケアサービスを成長市場に変えていくことが必要である。その際、アメリカではヘルスケアリート[5]が数多く存在し、賃貸収益を広く投資家に分配し、市場規模は拡大傾向にあることを参考とする[図表２－４]。

[図表２－４]米国ヘルスケアリートの成長

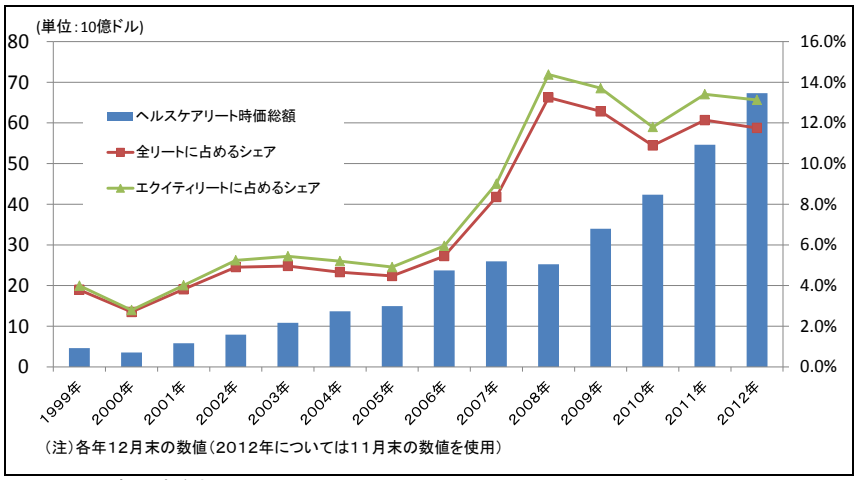

（国土交通省作成資料）

[5]投資対象を、ヘルスケア施設（サービス付き高齢者住宅〔脚注７参照〕、有料老人ホーム、病院等）としたリート（不動産投資信託）。

産業競争力強化の基盤となる各種資源・エネルギーを国家戦略として効果的・効率的に確保していくことが不可欠である。とりわけ、風力発電等の再生可能エネルギー等の導入加速が望まれる。

海外拠点を持つ企業にとって、グローバル化を推進する国内人材の確保・育成は大きな課題となる。留学支援などを通じたグローバル化に対応する人材力の強化が求められている。

また、高度情報化社会の進展や新たな安全保障環境に応じ、産業競争力強化や生産・技術基盤維持の観点からも政策的対応の必要性が生じている。

（３）対　応

グローバル経済圏とローカル経済圏という競争環境の異なる２つの経済圏のそれぞれの課題に応じた成長産業支援や事業再構築支援により、日本の産業競争力の根幹の維持及び戦略的な強化を引き続き支援する。

同時に、中小企業及び福祉・医療事業者への資金支援においては、景気回復の動向を踏まえ、適切な民業補完の構築（政策融資のスクラップアンドビルド、貸付金利の見直し等）を進めていく。

また、危機対応については、その仕組みは必要としても、それを目的とした融資の恒常化などによって産業の新陳代謝を妨げることのないよう、平時への移行時には当該融資から撤退する。

産業競争力を強化するためには、企業部門が、自らの経営改革を通じて競争力を強化し、生産性を向上させるとともに、資金の供給側において、金融・資本市場を活性化させ、豊富な家計資産がリスクマネーや成長資金に向かう循環を確かなものにしていくことが必要である。

このため、政府に税制・予算・金融・規制緩和といったあらゆる施策を総動員することが求められている中、官民の適切な役割分担の下、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制を図るという、財政投融資の特徴を発揮して、民間金融の補完的な役割を果たしていく施策として、例えば以下のようなものが考えられる。

① 成長が見込まれるヘルスケアの分野については、医療・介護を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人（仮称）[6]、環境整備が進められているヘルスケアリート、サービス付き高齢者向け住宅[7]等の整備について、財政投融資による支援を行う必要があるか、民間事業者の取組みや社会保障制度との整合性等に十分留意しつつ検討する。

② 安定的かつ安価な資源・エネルギーの確保については、引き続き執行を踏まえた効率的な財政投融資計画の策定に努める。また、太陽光・風力などの再生可能エ

[6] 医療･介護等の一体的サービスの提供を促進することを目的として､複数の医療法人や社会福祉法人等を統括し､一体的な経営を可能とする法人制度として、現在、厚生労働省で検討されているもの。

[7] バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住宅。

ネルギー等の関連分野については、事業の採算性、ＦＩＴ[8]など他の施策とのバランスを踏まえ、支援対象等を検討する。さらに、電力供給システム改革の進捗状況も視野に入れつつ、電力市場の新規参入を目指す企業等に対しても財政投融資による支援があり得るか検討する[図表２－５]。

[図表２－５]電力供給システム改革のスケジュール

第1段階 広域系統運用の拡大［2015年（2年後）目途に実施］

電力需給のひっ迫等に対応するため、地域を越えて電気を融通しやすく。

［2013年秋の臨時国会で法案が成立］

第2段階 小売参入の全面自由化［2016年（3年後）目途に実施］

家庭でも電力会社や料金メニューを自由に選べるように。

［2014年通常国会に法案を提出］

第3段階 送配電部門の法的分離、小売料金規制の撤廃

［2018―2020年（5―7年後）目途に実施］

送配電網を誰もが公平に利用できるよう、電力会社の送配電部門を別会社化して、その中立性・独立性を高める。また、電気の小売料金を全面自由化し、競争力のある電気料金に。

［2015年通常国会への法案提出を目指す］

（内閣官房・内閣府作成資料）

③留学支援については、国費とともに企業からの協力を得た海外留学支援制度創設など奨学金充実が進められているが、償還確実性を確保しながら、グローバル人材の育成強化を図るための支援の枠組みが必要か検討する。

④情報通信システムのセキュリティ確保を支援する枠組みの構築や、新たな安全保障環境に対応する事業については、財政投融資による支援があり得るか検討する。

２．イノベーション創出

（１）現　状

産業の活性化を図るためには、イノベーションによる新たな付加価値の創出が必要である。特に企業等が、技術やアイデアを組織や分野の枠を越えて社外と共有し組み替えることにより、イノベーションを実現し、新たなビジネスを創出する（オープンイノベーション）には大きな事業リスクを伴うことから、これまで、民間投資の誘発効果を期待したリスクマネー供給に取り組んできている[図表２－６]。

特に産革機構については、事業再編等の投資実績を一定量確保することで、安定したリターンを確保した上で、ベンチャー投資で大きなリスクを取る方針の下、ベンチャー企業等への投資を積み増している[図表２－７]。

[8] Feed-in Tariff の略、固定価格買取制度。再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、一定価格で電気事業者が買い取ることを義務付けた制度。

[図表２−６]リスクマネー供給の取組み

分野	財投機関	施策
新規産業・ベンチャー	産業革新機構	ベンチャー企業等や先端技術の事業化支援によるオープンイノベーションの促進
	日本政策投資銀行（競争力強化ファンド）	大企業の休眠技術活用、異業種連携（主に事業化及び本格展開の段階にある事業）
	日本政策金融公庫	創業間もないベンチャー企業に対する無担保・無保証の融資
健康・医療	産業革新機構	創薬分野、医療機器分野、海外展開分野への資金供給強化
農業	農林漁業成長産業化支援機構	６次産業化（農林漁業と他産業の連携による農林水産物の高付加価値化）を支援

[図表２−７]産業革新機構の投資実績

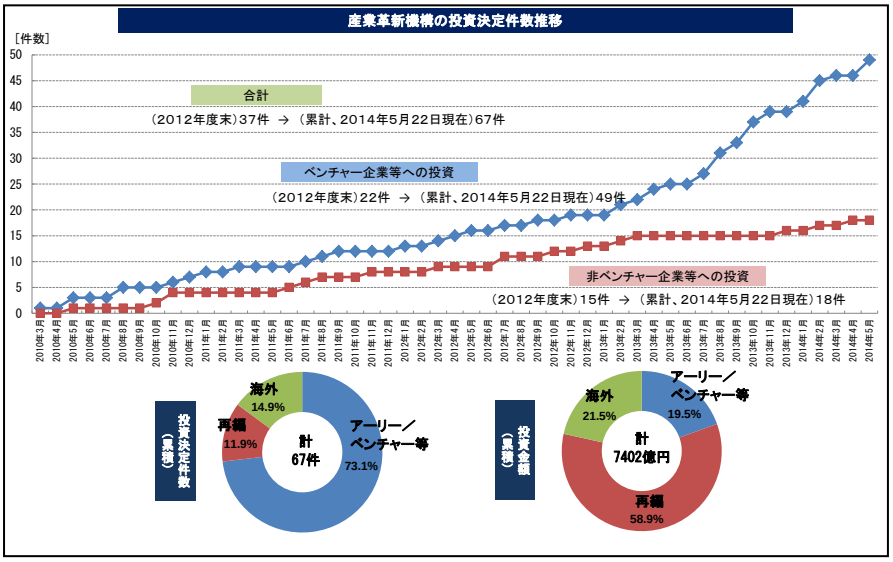

（産業革新機構作成資料）

（２）課　題

産業の活性化・競争力向上には、イノベーションの持続が不可欠である。イノベーションを促進するためには、企業、大学、研究機関間の人材の流動化、出口戦略としてのＭ＆Ａ促進やＩＰＯ（新規株式公開）市場の環境改善、大企業とベンチャーの連携や国民的な意識改革など、人材面、制度面など様々な施策を総動員する必要がある。

資金面では、イノベーション創出に必要なエクイティ性の事業資金（特に高度の知識集約と資本集約を必要とする本格技術系のアーリー・ベンチャー[図表２−８]）について、民間金融だけでは十分にリスクテイクできておらず、新規・成長産業の事業リスクを支える体制が整っていないため、民間金融の補完的な役割を果たしていくことが求められている[図表２−９]。その際、民間のリスクマネーの供給やノウハウ提供の自主性・自発性を阻害しないように最大限留意することが必要である。また、リスクマネーの供給は、専門的、裁量的な業務であり、こうしたプロフェッショナリズムと民業補完や公平性、透明性といった公的支援に伴う制約を両立させることが重要である。

[図表２－８]ベンチャーの対象領域

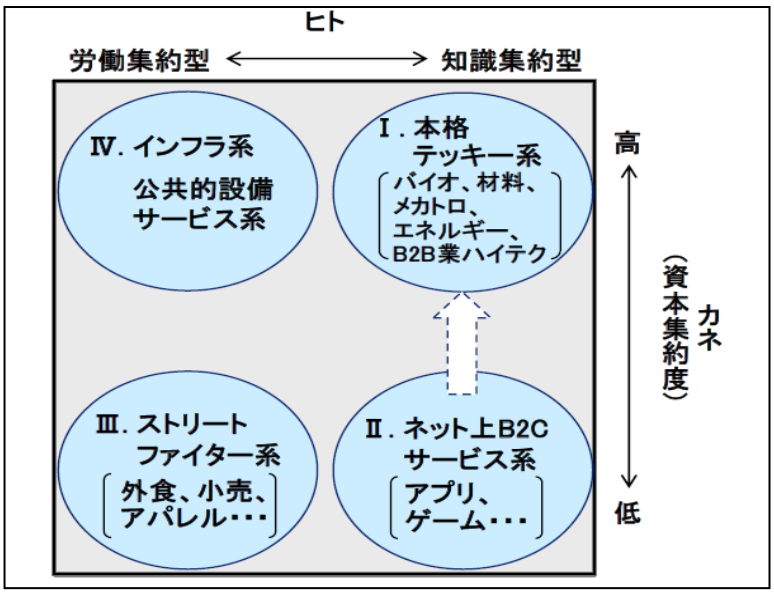

（財政投融資分科会〔平成 26 年４月７日開催〕冨山委員提出資料）

[図表２－９]ベンチャーキャピタルの投資額のＧＤＰ比

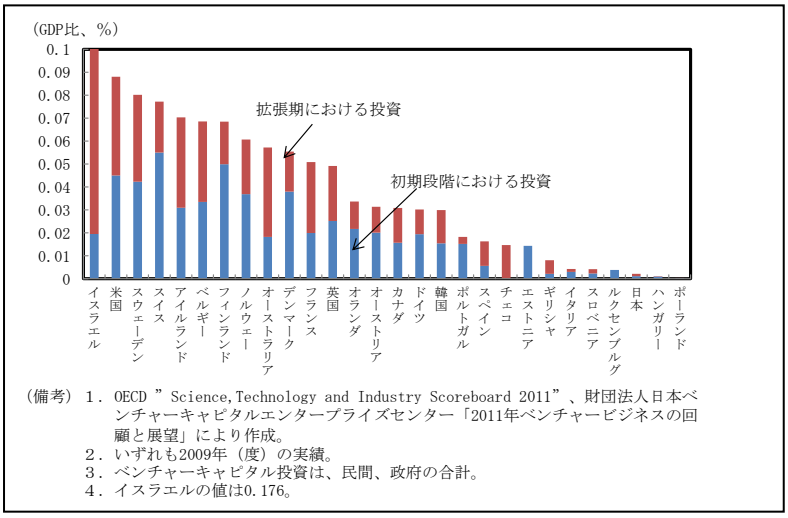

（内閣府作成資料）

さらに、シーズの事業化に当たっては、資金のみならず事業化に向けた各種のサポートが不足しており、ベンチャー企業等に対する人材面でのサポートも必要である。特に大学の技術を活用した大学発ベンチャーについては、起業前段階から市場ニーズを取り入れた事業化支援が必要であり、投資とハンズオン支援が求められる。

政府全体として、これまで成長産業と見做されてこなかった分野（特にヘルスケア、国際医療、農業）において、国家戦略特区を設けて成長エンジンとして育成することが志向されており、こうした取組みへの対応が喫緊の課題とされている。

＜国家戦略特区における取組課題＞

① 健康・医療分野：最高水準の医療を提供するための「医療等の国際的イノベーション拠点の形成」

② 農業分野：農業等の改革による産業競争力を強化するための「革新的な農業等の産業の実践拠点の形成」

また、健康・医療分野では、研究開発を政府一体で推進するため、一元的な研究管理を担う日本医療研究開発機構の創設が予定されている。研究から実用化までを一気通貫でつなぎ、最先端の医療技術の開発に結びつける取組みへの対応が課題とされている。

（３）対　応

アーリー・ベンチャーの創出・育成等や農林漁業の６次産業化等による成長産業化を推進するため、産業投資を活用してエクイティ性の事業資金ニーズに応えることにより、引き続きイノベーションを創出する企業等に対する支援を実施する。

時限組織である官民ファンドの仕組みの下、民間の投資マーケットが形成されるまでの限られた期間内で民間投資を誘発し、業務の完了により解散する。特に産革機構については、これまでハンズオン（経営参加型支援）でのベンチャー支援を進めてきたが、今後はさらに機構解散後を見据え、自律的なベンチャー投資環境を育成するため、民間のベンチャーファンド等に対するＬＰ（リミテッド・パートナー）投資（ファンド・オブ・ファンズ）をより積極的に活用する。

国家戦略特区を利用して新事業展開（医療、農業を含む）に取り組む事業者に対し、投融資による支援を行う必要があるか、事業の採算性や民間資金の誘発効果を十分に見極めつつ検討する。

３．インフラ輸出

（１）現　状

今後10年間の世界のインフラ需要は、水、情報通信、電力等の分野において、20兆ドルと想定されている。途上国需要の約７割は新設需要である。先進国は、既存インフラの改良・更新など追加需要が中心である[図表２−１０]。

[図表２−１０]世界のインフラ需要予測

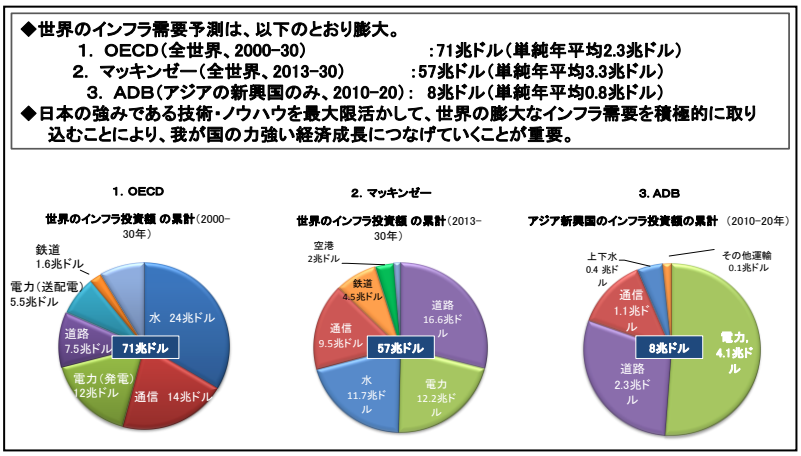

（経済産業省作成資料）

また、近年、インフラプロジェクトの案件形成においては、公的資金のみに拠らず、

ＰＰＰ/ＰＦＩなど民間の事業参画・資金を期待する民間活用型が増加傾向にある。こうした中、海外のインフラプロジェクト（電力、港湾、鉄道等）における日本企業の参画を支援するため、ＪＢＩＣ、ＪＩＣＡ海外投融資等の公的金融支援や円借款の活用を推進している。

さらに、交通や都市開発の海外プロジェクトに出資・事業参画を行うインフラ輸出機構を新設予定である。

ｉ．ＪＢＩＣの活用

① 海外展開支援融資ファシリティ・出資ファシリティの創設

② インフラ案件等に係る債権の流動化等の検討

ii．ＪＩＣＡ海外投融資の活用

① 現地通貨建てによる海外投融資の推進

iii．ＪＩＣＡ円借款の活用

① 日本企業と途上国の合弁会社に対する途上国出資への支援

② 事業運営権獲得を視野に入れた日本企業出資に対する支援

③ 中進国等支援の強化

④ 本邦技術活用条件（ＳＴＥＰ：タイドの円借款）[9]の適用分野拡大

民業補完の観点からは、量的には民間金融機関が大きいものの、邦銀の原資は短期調達によるため、資産負債管理（ＡＬＭ）[10]上も長期資金は出しにくい一方、財投機関は財政融資資金や債券発行により長期資金を調達する構造であり、質的な部分を補完している。

（２）課　題

新興国を中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、積極的にこれを取り込み、我が国の経済成長につなげる必要がある。このため、日本企業による機器の輸出のみならず、インフラの設計、建設、運営、管理を含む「システム」として受注するなど多様なビジネス展開を戦略的に行うことが重要である。その際、民間企業によるビジネスモデルや経営判断を前提としつつ、インフラプロジェクトは一般に長期間のコミットメントが求められ、相手国政府の影響力が強いことから、政府が民間企業と連携して官民一体となった取組みを推進する必要がある[図表２−１１]。

[9] 我が国事業者の有する優れた技術・ノウハウが必要かつ実質的に活かされる案件に、一般条件より優遇された金利を適用するもの。

[10] 「資産および負債の総合管理」をいい、金融機関などにおいて財務の健全性を確保するために行われている経営管理手法のひとつ。

[図表２－１１]日本と競合国のインフラ受注実績推移

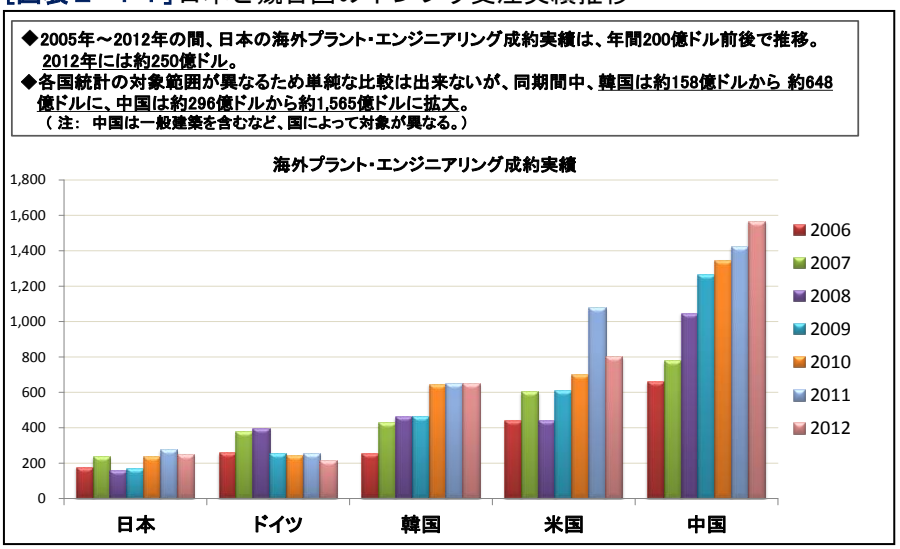

（経済産業省資料を基に作成）

新興国・途上国においては、新設インフラのプロジェクト遂行に、工事完工や安定操業などのビジネスリスクのほか、相手国の法制変更などの政治リスク、両者にまたがる需要リスク（例えば交通・都市開発分野ではライダーシップリスク）といった特有のリスクが存在する[図表２－１２]。一方、先進国においても、我が国の技術力、運営のノウハウに対する高いニーズがあり、これらのリスクに留意しつつ、既存インフラへの維持・更新需要に応える必要がある。

[図表２－１２] 海外インフラ事業を取り巻くリスク

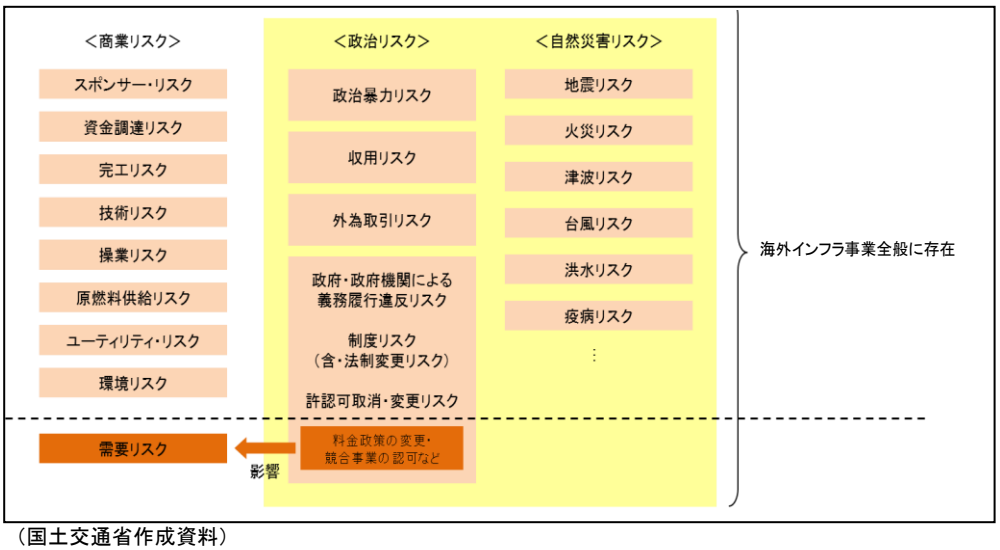

（国土交通省作成資料）

また、我が国企業や地方公共団体が持つ技術・ノウハウは、輸出先にとっては過剰品質となる可能性があることから、我が国のインフラの長所を活かしながら、現地のニーズに柔軟に対応する取組みが求められる。

さらに、地方公共団体が運営するインフラも多く、海外展開が視野に入っていなかったため、これらの団体に対する支援や、海外でインフラを運営、管理する国際的な人材の養成が重要である。

（３）対　応

インフラ輸出のため、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制を図るという特徴を発揮しつつ、財政投融資の機能として、多様な資金調達の手段と、長期的な資金の供給機能を強化する。また、財投機関については、民間では困難な長期的な観点からの現地の情報収集を行い、それらに基づいた事業者へのアドバイスを行う機能を強化する。

こうした取組方針の下、政府のインフラシステム輸出戦略に沿って、関係省庁とＪＢＩＣ、ＪＩＣＡ、インフラ輸出機構（新設予定）等が連携し、民間企業や国際機関と適切にリスク分担しつつ、インフラシステムの海外展開を戦略的に支援する。

その際、インフラ輸出案件は、案件の規模が大きく、案件数も限られ、リスク分散が困難なことから、民間企業が直接に出融資する事業を対象に、需要予測の客観性・妥当性の検証を慎重に行うことにより、適切なリスク管理を確保する。

対象分野については、これまで重点的に支援をしてきた分野（電力、鉄道、港湾、道路、水関連等）に加え、今後拡大が見込まれる情報通信、医療、海洋インフラ、生活環境等の分野について、官民の適切なリスク分担の下、日本企業のニーズも踏まえた支援の必要性を検討する。

４．中堅・中小企業の海外展開

（１）現　状

国内市場が伸び悩む中、アジアを中心とする新興国の需要を獲得するため、積極的な海外展開を図る企業は増加傾向にある。また、取引企業の海外進出や生産コストの削減のため、海外展開を検討する中小企業も増加している[図表２−１３、２−１４]。

中小企業の海外展開を促進するため、日本公庫による財政融資を活用した低利融資（海外展開資金）や産業投資を活用した劣後ローンといった長期資金を供給している。

また、ＪＢＩＣによる国内銀行経由のツーステップ・ローンのほか、クールジャパンの分野（メディア・コンテンツ・ファッション・食・観光・地域産品等）に特化したクールジャパン機構の創設や、商工中金によるグローバルニッチトップ企業（特定分野に優れ世界で存在感を示す企業）を支援する新たな資金供給制度の創設により、中堅・中小企業の海外展開を支援している。

さらに、海外展開の潜在力・意欲を持つ中堅・中小企業に対して、国内から海外までシームレスな支援を提供する「海外展開一貫支援ファストパス制度」[11]を創設するなど、国内の支援機関が海外拠点まで含めて連携する仕組みを構築している。

[11]日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ）が事務局となり、日本公庫、商工中金、ＪＢＩＣ、ＪＩＣＡ、ＤＢＪ、日本貿易保険（ＮＥＸＩ）等が参加する。

[図表２－１３]日本企業の海外生産比率と海外売り上げ高比率の推移

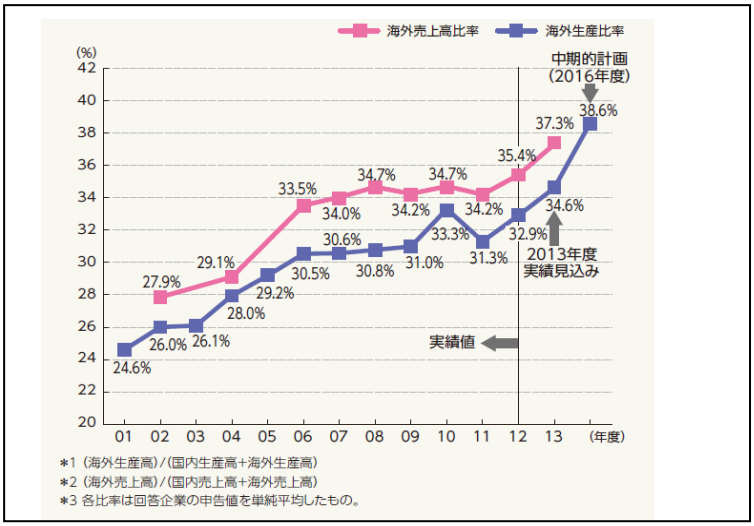

（国際協力銀行作成資料）

[図表２－１４]中堅・中小企業の中期的（今後３年程度）海外事業展開見通し推移

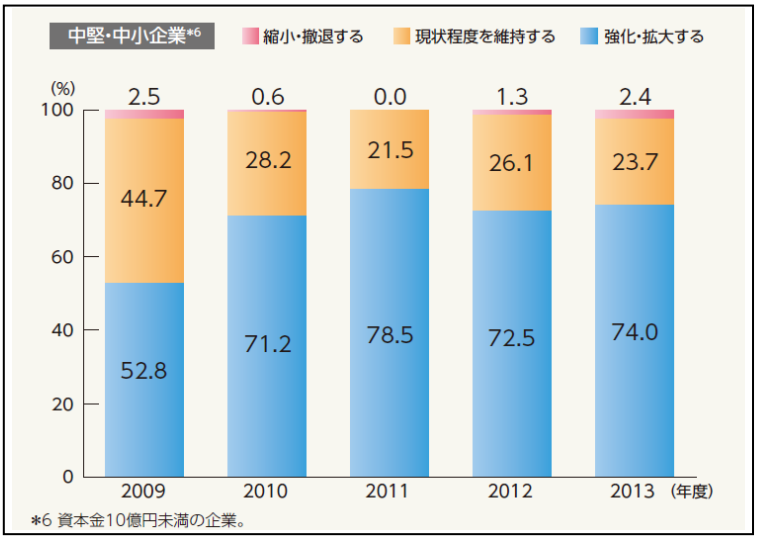

（国際協力銀行資料を基に作成）

（２）課　題

中堅・中小企業の海外展開に際して、①現地における販売網の拡充やビジネスパートナーの確保、②現地の市場・規制等の情報不足、③投資に必要な資金確保などが課題となっている。これに対し、進出前から進出後まで一気通貫で政府一体となって支援することが重要である。

特に、進出後における資金確保に当たっては、企業が為替リスクを負担しているケースが多く、為替リスクを低減するため、現地通貨建て融資が求められているところ、メインバンクである地域金融機関のみでは、現地通貨の調達が困難であり、より安定的・効率的な現地通貨調達が課題とされている。

（参考）一般的な中堅・中小企業の現地通貨調達の方法［図表２−１５］

①親会社（日本）が地域金融機関から円を借入れ、子会社（現地）に送金し、両替［図表２−１６］

②子会社が現地金融機関から現地通貨を借入れ（地域金融機関や日本公庫による債務保証〔スタンドバイ・クレジット〕、ＪＢＩＣによる銀行間通貨スワップ保証も可能）

③親会社がＪＢＩＣから地域金融機関経由でドルを借入れ、子会社に送金し、必要に応じて両替

④子会社がＪＢＩＣから現地通貨を借入れ

［図表２−１５］中小企業の海外現地法人による資金調達・借入形態

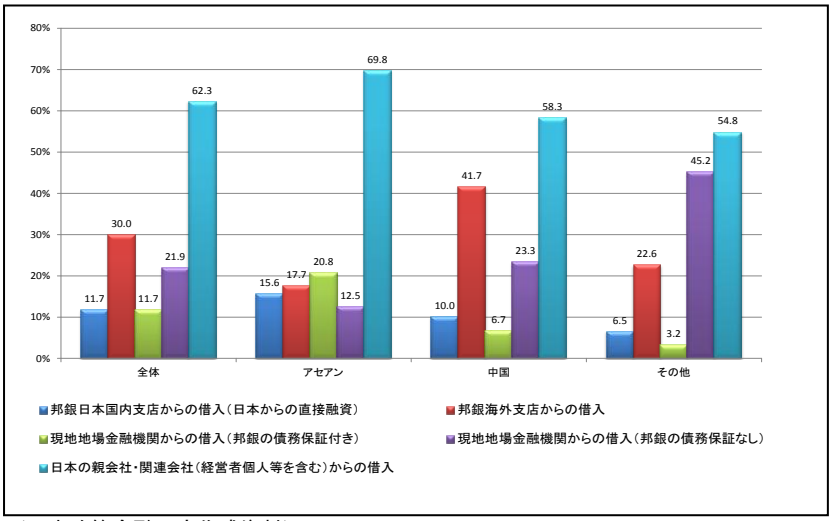

（日本政策金融公庫作成資料）

［図表２−１６］現地通貨調達の方法の例

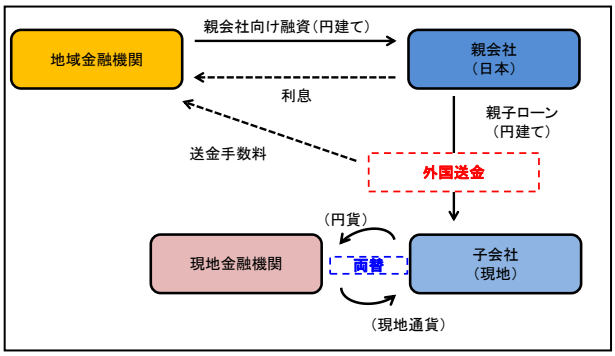

また、農業分野では、世界の食市場を積極的に取り込み、我が国の強みを活かせる市場を拡大するため、食文化・食産業のグローバル展開を図る必要がある。

さらに、医療の国際展開に際しては、政府の成長戦略において、我が国の医療機関が海外で医療サービスを安定的に提供するために、医療法人が現地法人に出資できる環境作りが求められる。

（３）対　応

「海外展開一貫支援ファストパス制度」等を活用し、政府・関係機関が従来の縦割

りを超えて有機的に連携し、国内から現地まで一貫して円滑な支援を提供する[図表２−１７]。その際、地域金融機関も海外展開融資に前向きな姿勢であり、少しずつ海外展開融資の体制を整えつつあることから、官民の適切なリスク分担の下、財政投融資を活用して民間投資を誘発する。

海外展開を行う中堅・中小企業の現地通貨調達は、メインバンクの地域金融機関だけでは現地通貨に関するリスク管理等に限界があり、一定の公的支援が必要であることから、これまでの支援に加え、支援の改善を図る必要があるか検討する。

民間の自助努力を前提に、日本の食文化の普及に取り組みつつ、日本の食産業の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進を一体的に展開する（クールジャパン機構、農水機構）。

医療法人の海外活動に対する事業資金の確保について、民間金融機関の補完を前提とした上で、財政投融資による支援を検討する。

[図表２−１７]資金の性格や対象分野に応じた中堅・中小企業の海外展開支援

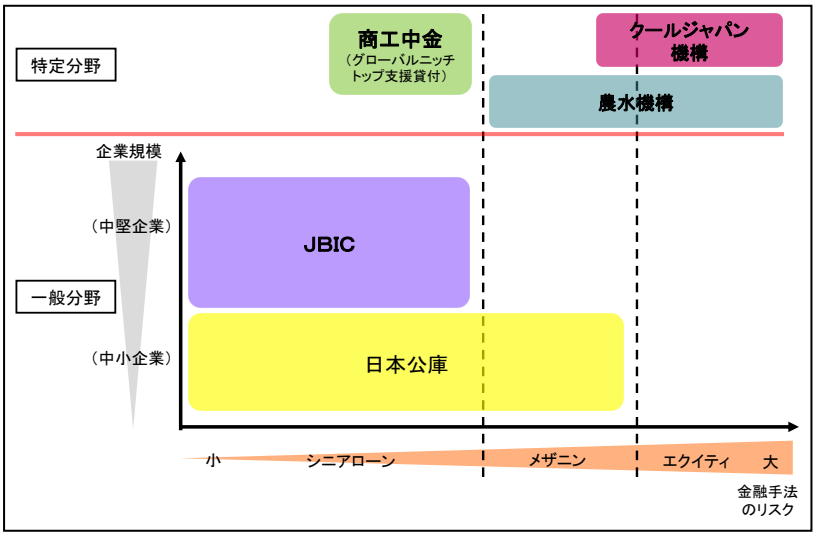

５．インフラ投資

（１）現　状

我が国では、高度経済成長期に社会資本が集中的に整備され、社会資本の整備水準は着実に向上している。

特に大規模・長期プロジェクトである事業型のインフラ整備（有料道路、空港、鉄道建設、公的住宅、ニュータウン整備）及び個人の住宅取得促進は、過去、財投対象分野の中心的な存在であった［図表２−１８］。

一方、財投改革等を経て、これらの分野の大半において新規事業から財政投融資は撤退し、他方、独立採算型等のＰＦＩ事業によるインフラ整備・運営については、産業投資等を通じたメザニン支援等を行うことで、インフラ事業への民間投資を喚起することとしている（ＰＦＩ推進機構）。

［図表２−１８］社会資本整備に係る主な機関

・住宅金融支援機構	・空港会社
・都市再生機構	（自動車安全特会空港整備勘定）
・民間都市開発推進機構	・高速道路機構
・鉄道・運輸機構	（高速道路会社）

※（　　）は財政投融資の残高機関

（２）課　題

高度経済成長期に集中的に整備されたインフラが今後急速に老朽化し、維持管理・更新に係る問題が国及び地方公共団体で顕在化している［図表２−１９］。こうした中、

① 官民連携の推進はインフラの効率的な管理・運用に重要な施策であるが、民間の参入意欲に応える案件が少ない。

② 地方公共団体が主体となる分野では、事業対象の人口減少や事業主体の職員不足など、資金調達以外にも多くの課題を抱えている。

③ 効率的な維持管理・更新のための技術開発も重要となっている。

［図表２−１９］社会資本の老朽化の現状

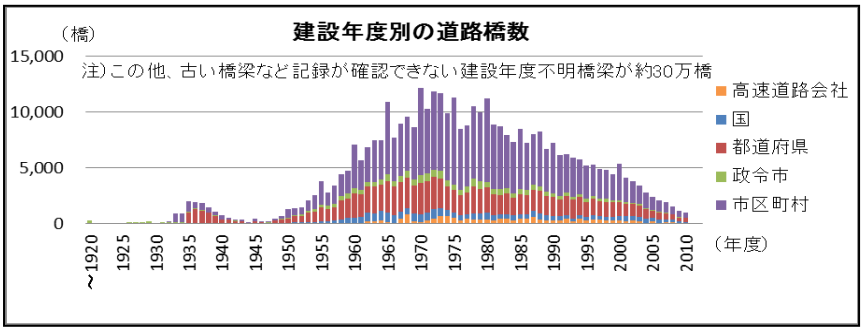

（国土交通省作成資料）

東日本大震災など過去の災害から得られた経験を踏まえた国土強靭化や防災・減災への取組みが必要である。その際、選択と集中を図ることが、効果的な国土強靭化に資することとなる。

厳しい財政状況の下、民間資金を活用するインフラ整備・運営が重要であり、政府としてＰＰＰ/ＰＦＩ推進（10 年間で 12 兆円規模）を掲げており、例えば運営権制度（いわゆるコンセッション方式）[12]の活用等、着実な実施が必要である［図表２−２０］。上場インフラ市場整備等の動きも踏まえ、民間インフラファンドの組成促進が課題とされているほか、人材育成や税制、契約実務といった点で課題が指摘されている。

[12] 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営を行う権利（運営権）を民間事業者に設定する方式。

［図表２−２０］ＰＰＰ（Public Private Partnership）について

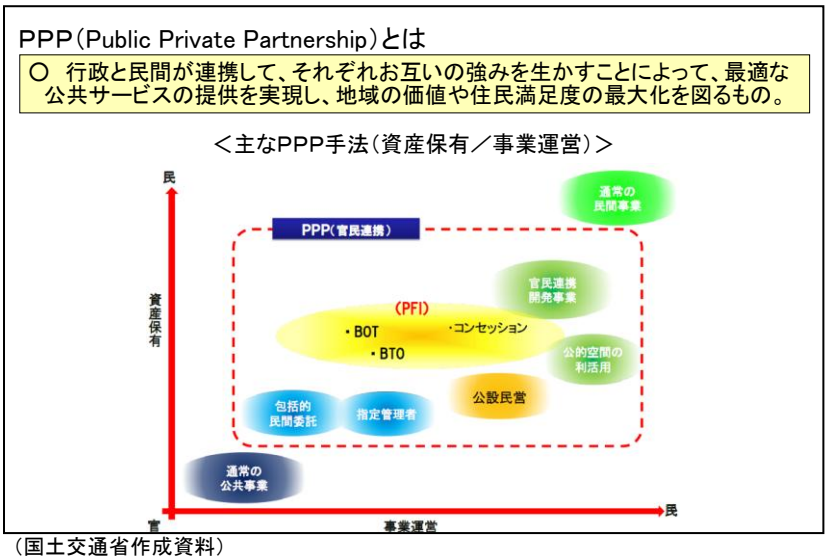

（国土交通省作成資料）

2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催が控えているほか、アジア主要都市の著しい成長が目立っていることもあり、都市の国際競争力を高める交通インフラ等の整備や住環境の向上も求められている。

高齢化が進む中で、①介護・医療と連携しつつ高齢者を支援する住宅の確保、②高齢者のみならず、多世代が交流する生活拠点の整備、③中古住宅の建物価値が適切に評価されず、中高年層の住み替え資金が確保できない、といった課題が指摘されている。こうした分野は、例えば③中古住宅について価格評価の面で欧米諸国とは状況が大きく異なっているなど、中古住宅取引にかかる現行の諸制度・慣行の下では住宅供給が十分に行われない可能性がある［図表２−２１］。

［図表２−２１］中古住宅流通シェアの国際比較

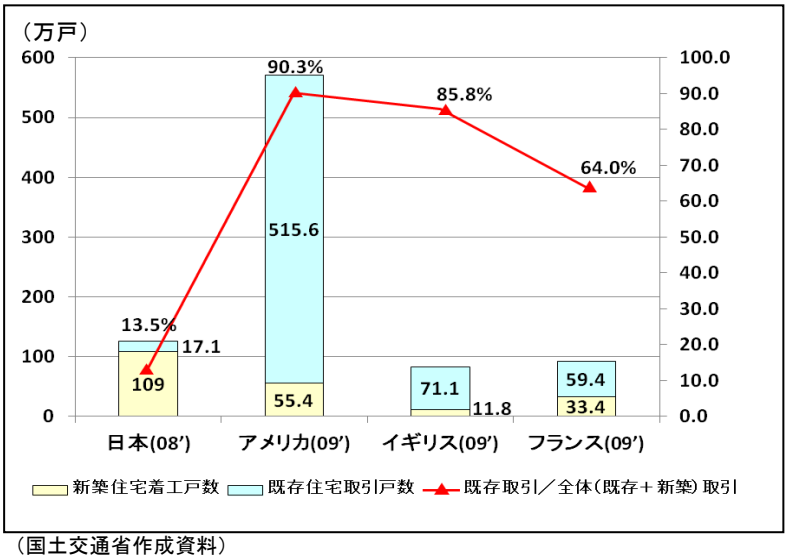

（国土交通省作成資料）

今後行われるインフラ投資は、必ずしも従来の大規模・長期プロジェクトとは限らず、また民間資金の導入を想定したものであり、支援の枠組みを柔軟に検討する必要がある。

（参考）受益者負担が明確であり、財政投融資の活用に相応しいと考えられる事業型インフラ（例）： 有料道路・港湾・空港・鉄道等の交通ネットワーク、上下水道、公的住宅、病院

（３）対　応

ｉ．基本的考え方

事業型のインフラ整備への財政投融資の活用については、従来、①受益者負担を求めることによる規律ある整備、②現在の利用者と将来の利用者の負担の平準化、③長期・固定・低利資金を活用した負担の抑制、といったメリットを有しており、一定の政策的合理性が認められる。その観点から、インフラの維持管理・更新投資等の新たな課題に対しても、個別事業毎に、長期の低利資金を安定的に供給すべく、財政投融資の活用について柔軟に対応する。

さらに、民間の資金やノウハウを活かしたＰＦＩ方式によるインフラ投資を推進すべく、個別事業毎に、産業投資を活用して民間投資を誘発しつつ、民間のリスクテイクを補完する。その際、政策的視点のみならず、事業採算的な視点を取り込むことが鍵となる。

ｉｉ．具体的対応

インフラの維持管理・更新、国土強靭化に向けた支援の仕組みの必要性を検討する。その際、ライフサイクルにわたりコストを管理することも重要である。また、コスト削減につながる技術開発について、実用化の可能性を十分に見極めつつ、支援の必要性を検討する。

事業型インフラ整備については、都市の国際競争力強化や維持管理・更新の観点から、大規模・長期にわたるプロジェクトについて、政府による過度のリスク負担の回避を前提に、財政投融資による支援が必要な分野があるか検討する。

住宅分野においては、引き続き、民業補完の徹底の下、高齢者向け住宅の整備・まちづくりや中古住宅市場の活性化に向けた財政投融資による支援の必要があるか、その場合にどのような方策があるか、柔軟に検討する。

ＰＦＩ事業については、ＰＦＩ推進機構を通じ、民間側の要請に応じて直接支援（大規模だけではなく地域に密着した中小規模も含む）を行うほか、民間インフラファンドからの要請に応じてファンド・オブ・ファンズへの投資による間接支援を行うことにより、ＰＦＩ事業者を育てることで民間の資金やノウハウをインフラの整備・運営等に生かすと同時に、インフラ投資のための民間資金を呼び込む。その際、事業段階（グリーンフィールド、ブラウンフィールド[13]）に応じ、官民の適切な役割分担を図る［図表２−２２］。

[13] 一般に、インフラ事業における「設計・建設段階」をグリーンフィールドといい、建設終了後の「運営段階」をブラウンフィールドという。

［図表２−２２］ＰＰＰ／ＰＦＩの抜本改革に向けたアクションプラン（概要）

◆平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定

民間と地域の双方にとって魅力的なPPP／PFI事業として、今後10年間（平成25～34年）で12兆円規模に及ぶ下記の類型による事業を重点的に推進することとし、目指す類型ごとの事業規模及びその推進のための具体的取組は、下記のとおり。

（1）公共施設等運営権制度を活用したPFI事業　：2～3兆円

＜具体的取組＞

○ 空港、上下水道事業における運営権制度の積極的導入　等

（2）収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等　：3～4兆円

＜具体的取組＞

○ 高速道路（特に大規模改修が必要な首都高）など、公共施設の維持・更新にPPP的手法の導入検討　等

（3）公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業　：2兆円

＜具体的取組＞

○ 民間提案に係るガイドラインの発出や提案窓口の整備

○ 政府横断的な案件形成支援のため、英国のInfrastructure UKを参考とした官民連携体制の構築　等

（4）その他の事業類型（業績連動の導入、複数施設の包括化等）　：3兆円

＜（1）～（4）の類型を通じた具体的取組＞

○ PPP/PFIの抜本改革に重点的に取り組む各省庁及び地方公共団体に対する適切な評価を踏まえた各種補助金・交付金の重点化　等

10～12兆円※

※事業規模目標については、民間の提案、イニチアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有するべきものとして設定したものである。

（内閣府作成資料）

上記のほか、インフラ投資を担う財投機関の経営改善も引き続き積極的に進めていく。

６．地域活性化

（１）現　状

地域は人口や財政面で制約がある中、これまで、財政投融資を活用して、

① 融資系機関を通じた、中小企業に対する創業支援や経営支援、農林漁業者の経営改善（日本公庫）、地域企業の事業再生ファンドの組成（ＤＢＪ）、福祉・医療サービスの基盤整備（福祉医療機構）

② 事業系機関を通じた、地域経済の発展に必要な社会資本の整備（ＵＲなど）

③ 地方公共団体に対する、国の政策と密接な関係のある分野等における資金供給（地方公共団体）

等により、地域経済の活性化を図ってきた。

最近は、農水機構によるサブファンドの全国展開を通じた６次産業化支援、クールジャパン機構による“地域クールジャパン企業”の魅力ある財・サービスの海外展開支援にも新たに取り組んでいる。

また、東日本大震災からの復興については、①災害公営住宅等の整備（ＵＲ、地方公共団体など）、②震災による被害を受けた事業者向けの低利貸付け・資本性劣後ローンの供給（日本公庫）、③被災地域の金融機関と共同した復興ファンドの組成（ＤＢＪ）に取り組んでいる。

（２）課　題

ｉ．地域産業の成長・雇用の維持創出

それぞれの地域が持つ特色や資源を活かした需要開拓や雇用の創出を図るためには、観光・伝統産品等の地域資源を活用する企業や公共交通、物流、社会福祉（医療・介護）等の地域のサービス産業の生産性を向上させ、地域の中核企業となるよう育成していく必要がある。

農業を自立的な成長産業として確立し、地域を牽引する新たな成長の核となるよう改革する必要がある。

さらに、国内外の観光客が滞在交流型の観光を行うことができるよう、地域の関係者が連携する必要がある[図表２−２３]。

[図表２−２３]観光圏整備のイメージ

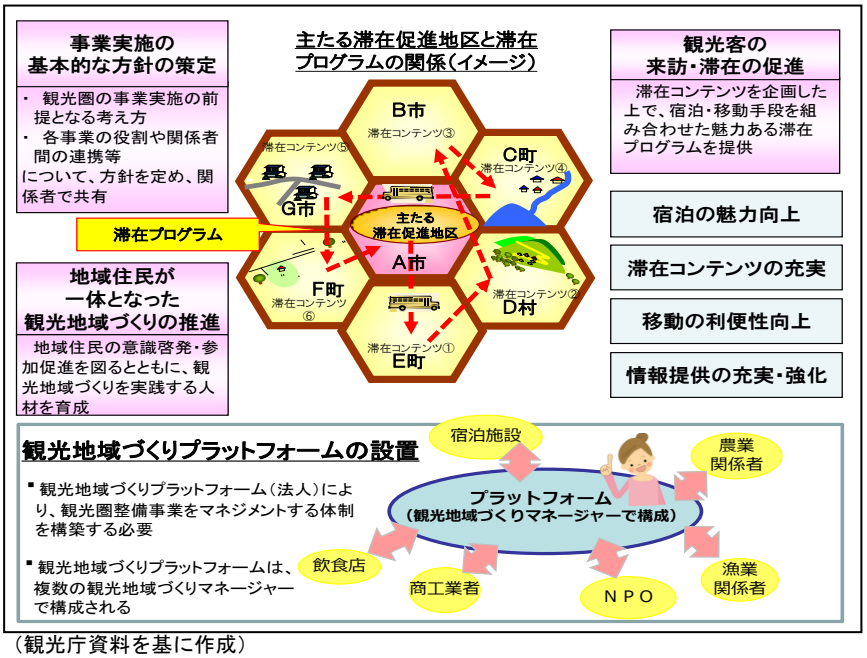

（観光庁資料を基に作成）

ⅱ．人口急減・超高齢社会における持続可能な都市・地域の形成（新たな活力ある地域づくり）

日本の経済社会の変容（少子高齢化、人口の著しい減少に伴って地域社会の活力が低下している過疎地域市町村が多く存在）を考慮した政策展開が必要である[図表２−２４]。

① 地方都市では、高齢化が進む中、市街地が拡散して低密度な市街地を形成しており、コンパクトなまちづくりが課題となっている[図表２−２５]。

② 人口減少や高齢化が進む中、地域の公共交通を維持することで地域の移動手段を確保し活力を維持する必要がある。

③ 地域活性化やインフラ維持を効果的・効率的に推進するための手法のひとつとして、市町村レベルのＰＦＩ事業をさらに進めていくことが課題となっている。

[図表２−２４]過疎地域が全国に占める割合

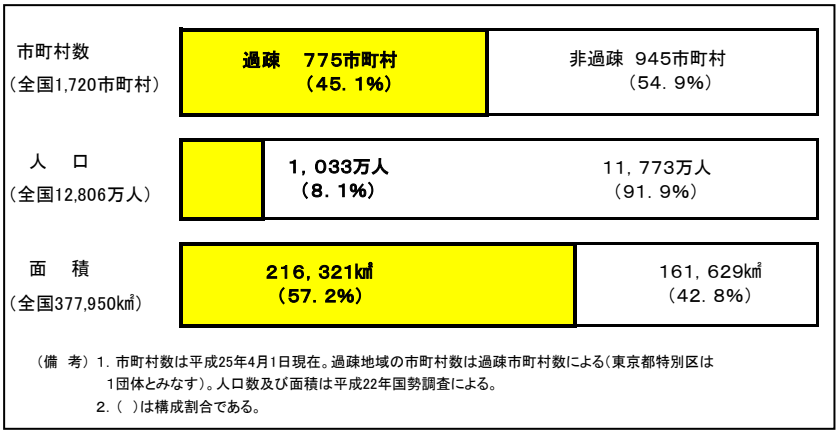

（総務省資料を基に作成）

[図表２−２５]拡散する市街地

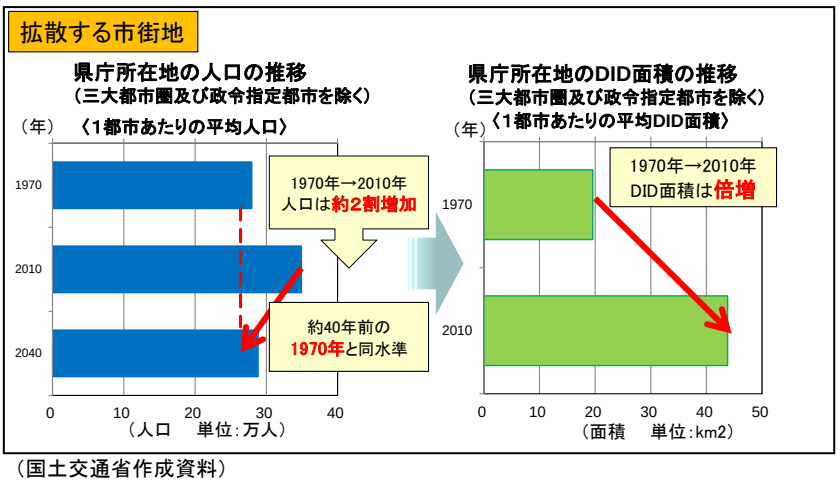

（国土交通省作成資料）

（３）対　応

地域の特性や実情を踏まえつつ、産学官が連携を深め、知見や経験を集積・活用することにより、それぞれの地域に相応しい成長産業・市場を見極め、育成して、新たな活力ある地域づくりの具体化を図る必要がある。また、地方公共団体向け財政融資についても、道路、上下水道等、地域に密着した施設整備を行い、防災・減災対策の強化や地域活性化を着実に推進する。

ｉ．地域産業の成長・雇用の維持創出

世界を惹き付ける地域資源で稼ぐ地域社会の実現に向けて、直接的な支援や地域活性化を支援するファンドへの出資（間接的な支援）を引き続き実施する。

また、政府の目指す農地集積・集約化等の「強い農林水産業」に向けた施策と歩調を合わせ、新たな農業の担い手の育成・確保（新規就農、企業の農業参入）、農商工連携や６次産業化を推進する[図表２−２６]。

さらに、地域のリソースを結集し、観光を通じて地域活性化を行う観点から、例えば、採算性を確保した形で観光圏形成に向けた取組みへの支援の必要があるか検討する。

[図表２−２６]新規就農等を取り巻く状況

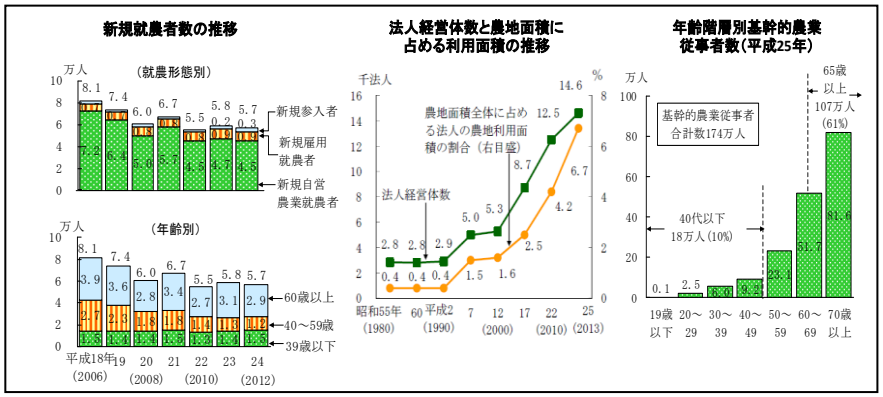

（農林水産省作成資料）

ⅱ．人口急減・超高齢社会における持続可能な都市・地域の形成（新たな活力ある地域づくり）

政府のコンパクトシティ化促進策（住宅・医療・福祉等の機能の街なかへの集約化による都市構造の再構築）を踏まえ、費用対効果が見込まれる形で住宅移転、医療拠点整備などへの支援が可能か検討する[図表２−２７]。

上記との関連性も踏まえ、都市再生（都心地域の中核も含む）事業の効率化の観点から、その事業体に対する支援の政策的必要性や収益性があるか検討する。

また、地域交通の活性化の観点から、採算性を確保した形で地方における公共交通事業への支援が可能か検討する。

さらに、全国の比較的小規模な地方公共団体が運営するインフラ（水道、病院など）のＰＦＩ事業に対する専門人材の派遣を含む支援を推進する。

[図表２−２７]地方都市の再生：コンパクトなまちづくり

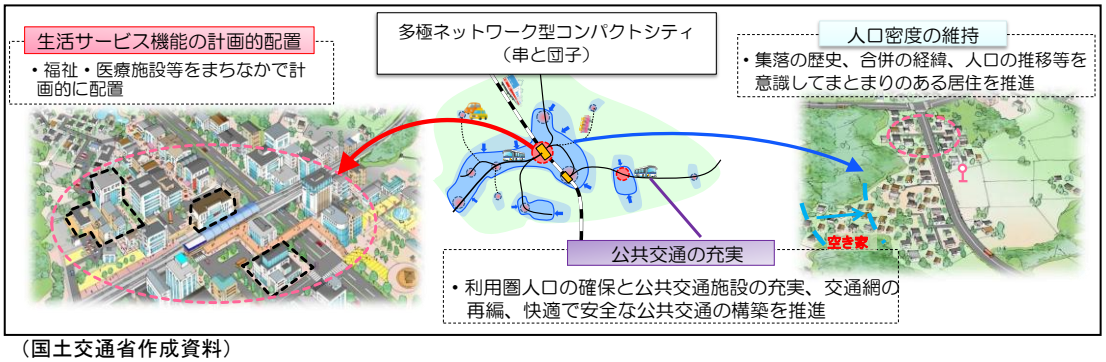

（国土交通省作成資料）